

発議第14号

熊本市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年12月19日提出

熊本市議会議員	大石浩文
同	山本浩之
同	坂田誠二
同	田中敦朗
同	齊藤博
同	村上磨
同	澤田昌作
同	平江透
同	西岡誠也
同	上田芳裕
同	井本正広
同	浜田大介
同	三森至加

熊本市議会議長 寺本義勝 様

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中の「委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるときは、」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、」に改める。

第22条第2項の次に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条第2項の次に次の1項を加え、同条第3項を第4項に改める。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第27条第3項の次に次の1項を加え、同条第4項を第5項に改める。

4 意見陳述人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による場合においても、オンラインによる委員会を開催できるようにするなど、オンライン委員会に関し、所要の改正を行うものである。